



ふるさとと産品創出支援事業

新たなふるさとと産品の創出に取り組む
事業者に対し補助金により支援します。



詳細は愛南町公式
HP をご覧ください



支援制度の概要

ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）
により集まった寄附金を原資として補助金を交付します。
CF で集めた額の **最大 4/10（上限 3,000 万円）** を補助します。



支援制度のイメージ

（例）愛南町産フルーツサンドプロジェクト



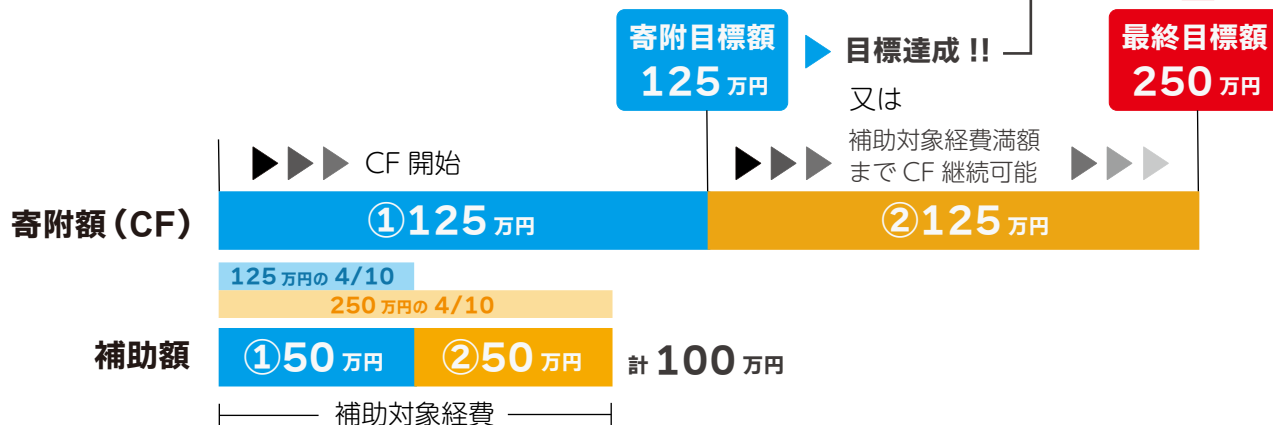
フルーツの取り扱いに加えて
新商品としてフルーツサンドを
作って返礼品にしたい！
そのために必要な急速冷凍機の
購入費用 100 万円を CF で
資金調達してみよう！



フルーツサンド完成！！
返礼品登録へ

補助事業実施

機材購入費 **100 万円** を CF で調達するイメージ
（補助対象経費）



- ① 寄附目標額を 125 万円（補助額 50 万円）に設定。CF を実施し、達成した時点で事業開始
- ② 寄附目標額を達成後も寄附額が 250 万円（補助額 100 万円）に達するまで CF 実施期間において引き続き CF を継続することも可能



主な制度内容

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 創出したふるさと産品を町ふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者 ● 町内に事業所等を有する、又は開設を予定する者で、交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付する補助金はCF等により資金調達し、寄附額の10分の4を交付します。 ● CF等による寄附額の10分の4が、ふるさと産品の創出に係る必要経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1に達した場合補助金を交付します。（=寄附目標額（補助対象経費の1.25倍）に達した場合） ※寄附目標額に達しなかった場合であっても、町との協議により補助金を交付する場合があります。 ● 寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲（50%以上100%以下）を超えない額（補助対象経費の全額補助も可能）又は3,000万円のいずれか少ない方の額を交付します。
補助対象経費	<p>新たなふるさと産品の生産、製造及び加工に関する施設・整備等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工場・作業場等の建物取得に係る建設費 ● 建物付帯設備の整備又は取得に要する経費 ● ふるさと産品創出に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費 ● 建物賃借による増改築経費 ● 物品購入費（当該創出に要するものに限る） ● 委託費（当該創出に要するものに限る） ● 外部評価費（当該創出に要するものに限る） ● その他新商品・新サービス開発等に要する経費



スケジュール

個別相談	提案書類を提出する前に、町へ事業の概要をご相談ください。 令和5年7月14日（金）まで
提案書提出期限	令和5年7月31日（月）午後5時まで
提案審査	書類提出後、事務局で審査 【審査項目】新規性 / 市場性 / 成長性 / 実現性 / 波及効果 / 収益性など
決定通知	書類提出後、2週間以内に決定通知
CF等開始	町において民間のサイト等で実施します。
補助金交付申請・決定	目標を達成した日以降に申請、交付申請後14日以内に決定 ※目標額を早期に達成した場合、補助金交付申請・決定の前倒しも可能
事業開始	交付決定後